

諮問庁：財務大臣

諮問日：令和4年6月21日（令和4年（行情）諮問第370号）

答申日：令和4年11月24日（令和4年度（行情）答申第336号）

事件名：特定期間に係る特定職員の公用車使用記録の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定職員の特定期間の公用車使用記録（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年11月15日付け财会第4009号により、財務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消すべきであるとの決定を求める。

2 審査請求の理由

後日補充致します。以上

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 令和3年9月6日付（同月9日受付）で、法3条に基づき、審査請求人から処分庁に対し、本件対象文書について開示請求が行われた。

(2) これに対して、処分庁は、法9条2項の規定に基づき、令和3年11月15日付财会第4009号により、本件対象文書について、保存期間満了により廃棄しており、財務省において保有を確認できなかったことを理由とする不開示決定（原処分）を行った。

(3) この原処分に対し、令和4年2月17日付（同月21日受付）で、行政不服審査法2条に基づき、審査請求が行われたものである。

2 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、審査請求書の記載によると上記第2のとおりである。

3 諮問庁としての考え方

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、大臣官房会計課において運転者毎に日々の公用車の

運行状況を記録した特定期間の運転日報のうち、特定職員の利用する公用車に係るものである。

(2) 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書は、財務省行政文書管理規則（平成23年4月1日財務省訓令第10号）（以下「管理規則」という。）15条6項2号に定める定型的・日常的な業務連絡、日程表等に該当する1年未満の行政文書として管理しており、本件開示請求時点において、特定期間における運転日報はすでに廃棄している。

そのうえで、念のため、紙媒体・電子媒体を問わず本件対象文書が保存されていないか探索を行ったものの、保有が確認できなかったことから原処分を行ったものである。

(3) 審査請求書の不備について

行政不服審査法19条2項4号において、審査請求書には審査請求の理由を記載しなければならないとされているところ、本件審査請求書に当該記載が無いことから、諮問庁は審査請求人に対し、複数回に亘り審査請求書の補正を求めたものの補正されていない。このため、本件審査請求書の必要的記載事項には不備があることを付記する。

4 結論

以上のことから、処分庁が法9条2項の規定に基づき行った原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和4年6月21日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年10月27日 | 審議 |
| ④ | 同年11月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 財務省においては、運転者ごとに日々の公用車の運行状況を記録した運転日報を作成しており、特定期間における当該運転日報が本件対象文書に該当すると考えられたため、担当部局の執務室、書庫及び共

有フォルダ内のデータ等の探索を行ったが、本件対象文書に該当する可能性のある文書の存在は確認できなかった。

イ 当該担当部局の、特定期間に作成又は取得した文書が登録されている特定年度Aないし特定年度Bの行政文書ファイル管理簿を確認したが、本件対象文書がつづられている可能性のある行政文書ファイルの存在は確認できなかった。

ウ 本件対象文書は、管理規則15条6項2号に定める定型的・日常的な業務連絡、日程表等に該当し、その保存期間を1年未満の行政文書として管理しており、本件開示請求時点において、保存期間満了により既に廃棄されていたものと考えられる。

エ 念のため、本件審査請求を受けて、担当部局の執務室、書庫及び共有フォルダ内のデータ等についても探索を改めて行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) これを前提に検討すると、本件対象文書は公用車使用記録であることから、公用車の日々の運行状況が記録された運転日報がこれに該当するとした諮問庁の上記(1)アの説明は首肯できる。また、当審査会において、諮問庁から管理規則の提示を受けて確認したところ、その内容は上記(1)ウの諮問庁の説明のとおりであると認められ、運転日報の使用目的や日常的に作成されるものであることなどを考えると、その説明が不合理、不自然とはいえない。さらに、諮問庁における上記(1)ア及びエの2度にわたる文書探索の方法及び範囲も不十分とはいえない。

(3) 本件開示請求時点において本件対象文書は既に廃棄されている可能性が高いこと、探索によってもその存在を確認できなかったこと、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、財務省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、財務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 白井玲子, 委員 常岡孝好